

第 2 回 利尻山登山利用検討会 議事概要

■日時 平成 22 年 1 月 25 日(月) 14:00～16:45

■場所 利尻富士町役場 3 階和室

■議事概要

1. 第 1 回利尻山登山利用検討会のふりかえり

- 事務局より資料説明
- 「あり方」が今後どのように活用されるか具体的に示されれば、「あり方」の内容の議論もしやすくなると考え、利尻山登山道等維持管理連絡協議会との連携強化について議論を先に扱う。

2. 利尻山登山道等維持管理連絡協議会（以下、協議会）との連携強化について

要旨

①協議会の現状について

→協議会の協議事項は協議会事務局が準備し事業推進も協議会事務局が担っている。今後の活動の発展のためには協議会事務局の体制づくりが必要だと考えている。

→協議会は、年に 1 回の総会で議論の場が設けられているにすぎず、現場の意見を直接届けることが難しい状況である。今後は現場の声を反映できるようにすることが必要だと考える。

②協議会との連携強化のための新たな体制について

→現在の協議会事務局体制を拡充する形で、専門家や各分野（ガイドなど）の現場をよく知っている人材で利尻山の各課題について検討する体制づくりを進める。（「協議会事務局拡充案」）

③協議会事務局に加える人選について

→現場を知るガイドや宿泊業者、専門家に新しい体制に加わってもらう。

→事務局に新たなメンバーを加え、体制を強化する「協議会事務局拡充案」を提案する。人選については、協議会事務局拡充案が受け入れられてからのことなので、協議会事務局に一任する。

- 資料「利尻山登山道等維持連絡協議会沿革」に基づいて、検討員より協議会の設立までの経緯や現在の状況について説明

（検討員）

- 協議会の議論の場は年 1 回の総会と時間的にも限られているが、意思決定や行政として責任ある機関であることは間違いないので、協議会事務局の提案や活動が活発になれば、事業展開の可能性も大きくなると思う。

（事務局）

- 新事務局員となる人が協議会のメンバーになる必要はないか。例えば、賛助会員に入り、協議会での発言権を得る必要はないか。

(検討員)

- 必要であれば、協議会の会員規約を変えていくのは可能である。しかし、現在の賛助会員(例：パークボランティア)は、なかなか総会で意見が言いにくい状況である。まずは、協議会事務局の拡充ができる規約改正案を協議会に提案し、目指す体制を作るのが最優先だと考える。
- 現場の声が協議会事務局に届く仕組みを作るのが大事ではないか。協議会事務局となる役場の担当者が変わっても、顧問のように協議会事務局に意見を言える立場をつくり、事業計画や予算などを作る際には、意見を聞くようにする仕組みはどうか。
- 現在でも、現場の声を聞くということはできているが、事業に反映する実現性を欠いているのが問題だと思っている。これは、現場の意見を、あくまで参考として聞くにとどまっているからだと考えている。
- ガイドとして新たな協議会事務局に参加するとなれば、積極的に参加したい気持ちはあるものの、本業との兼ね合いでどのくらい活動に参加できるかはわからない。現場で感じたことを意見として出し、それを反映してもらえる機会があり、活動を協議会のような決定機関にバックアップしてもらおう体制はとても良いと考える。

(座長)

- 協議会事務局拡充となると、今まで議論の対象とならなかった利用コントロールなどの対策も話し合うことになるが、そのことに関して協議会は許容できるか。

(検討員)

- 登山利用者に危険が伴うのであれば、利用コントロールも対策の一つとして議論されるべきだし、議論に挙げること自体に関して異論を唱えられることはないと思う。
- 登山道の補修は、登山利用がある限りこれまで通り継続的にしていかなければならない事業であるが、今後、補修が増加し、資金不足になれば必然的に入山コントロールなども視野に入ってくると思う。

(検討員)

- 山の状況に詳しいガイドや、自然環境について研究する学芸員や研究者などが必要である。
- 人数は多すぎると、集まること自体が難しくなり決定が遅くなることが懸念される。身軽に動け、必要な時に必要な機関に情報を流せるような人材を確保できればよい。
- 研究者との連携は、研究者が自分の研究のために島に来た時に意見交換をするなど工夫次第で予算は少なくできると思う。
- 協議会で専門家への謝金や交通費など予算措置をできる枠組みもできてきている。
- 総会前の準備など年間の動きの中で会議は必要になると思うが、島内のメンバーであれば夜間など仕事に影響を少なくするような時間帯での開催も可能である。
- 事業推進は民間も一緒に行うことであるので、現事務局で行っている協議会予算の検討過程に新メンバーが加わっても問題にならないと思う。
- 受益者負担も含めて、必要経費や活動の財源については、今後協議会の場で考えていく必要が出てくるであろう。

3. 「利尻山登山利用のあり方」の取りまとめについて

要旨

①「利尻山登山利用のあり方」とは

→平成 21 年度利尻山登山利用検討会の検討員の統一見解としてまとめたもので、今後、環境省が山岳関係者や利用者に対し、新しい利尻山における登山利用のあり方として示すものとする。

→「あり方」は、先行しているハード整備やソフト対策の根拠となる基本方針として位置付け、ハード整備とソフト対策の相互の連携のよりどころとなるものである。

→「あり方」については、ここで議論を終わらせるのではなく、今後協議会の中でこの「あり方」が両町の利尻山への意思表示につながるものとして期待を込めていきたい。

②「登山利用のあり方」の表現について

→短く抽象化するほど意図する事が伝わりにくくなり、誤解を招く可能性が高くなると考えた。大きなフレーズがあり、その下に、誰が読んでも理解できるよう小項目をいくつか設けるような形でまとめていく。

→資料 1-2-2 の「利尻山持続可能な登山憲章」（以下、「登山憲章」）の中には、「あり方に」含めたい内容がすべて包括されている。

→「あり方」は利用する状況（発信する相手など）にあわせた表現に変えて利用していく。

→「登山憲章」をベースに、表現や内容について考えがあれば、第 3 回検討会までに事務局に示す。

③今後の「あり方」の取り扱いについて

→今年度の検討結果をまとめ協議会に報告する。

→検討結果の活用については、協議会事務局にゆだねる。

（事務局）

- 今年度から環境省直轄整備が始まって、ハード整備が先行しているが、基本的な考え方はこの「登山憲章」の内容と相違はなく、自然環境を優先した整備をしている。「あり方」がまず基本的な方針としてあって、その下にハード整備の方針・ソフト対策がありそれぞれが連携しているという仕組みとして整理したいと考えている。

（検討員）

- 「あり方」というものは、利尻山に関わる人すべてにとって”よりどころ”となると思う。協議会事務局の意識があれば、自然と対策に反映されていくことになると思う。今まで行ってきたハード・ソフト対策についてもこの「あり方」を基本理念として継続できる。
- 島外から来る人たちに示していくものになるはず。ゆくゆくは島全体としての意識として憲章を出すべきだと思う。

（事務局）

- 言葉にこだわって固定されたものとして「あり方」を決めてほしいということではなく、伝えたい要素を含まれ、今後の議論のベースとなるようなアイデアであればよいと思う。「登山憲章」は、自然環境への配慮を重視することが凝縮して表現されており、環境省の意識と合致していると思う。
- 「登山憲章」に書かれている内容について検討員の中で相違はないか、確認ができれば、この場で議論をした結果としたい。

(検討員)

- 憲章の内容は、利用者の立場、管理者の立場それぞれの言葉で書かれているものが入っているのでは逆に直す必要はないのではないか。これをかみ砕いたものが小項目にあればよいのでは。利用する際、伝える相手によって表現を変えればよい。
- 対策を講じる際の根拠として「あり方」が一般利用者の目に触れていくと思う。具体的な対策とセットになって一般利用者には認知されるものだと思う。
- 登山者の安全についても自己責任の部分を強く訴えかけるものでも良いのではないか。
- 憲章として、登山のリーフレットに載せるなどの利用の仕方もある。

(検討員)

- 協議会で「あり方」の承認を得るためには、協議会事務局を拡充した上で全島統一の考え方をつくろうという提案をし、その元となる考え方としてこの「あり方」を使うという順序で進める必要があるのではないか。
- この報告書を協議会会員にも読んでもらい、納得してもらうことができれば、自然に「あり方」を取り入れてもらえると思う。
- 検討会で議論されてきたことは、報告書としてまとめ、協議会にも報告する必要がある。その中に含まれる「あり方」の活用については、次年度以降の協議会事務局に任せるのがよい。

4. 対策案の具体化・実施について

要旨

- 考えられる対策案はすでに十分出されており、本検討会では、個々の対策について詳しく掘り下げる必要はないと考える。対策案の実施に向けた具体化や評価は新たな体制にゆだねていく。
- すでに実施されている対策を評価・検証する視点が弱かった。次年度以降、実施した対策を目標の達成度や進捗度の点から評価・検証し、それ以降の対策に反映させていく仕組みが必要と考える。
- 緊急性・実現性ともに高いと考えられる対策の多くは既に実施されている。新しい協議体制では「将来性」や「必要性」も含めた視点から対策の優先順位を考えていく必要があるのではないか。

(検討員)

- 新しい協議会事務局体制にはシンクタンクの機能が求められるが、そこをどのように達成するか課題だと思う。
- 新しい協議会事務局体制が具体的に動くのは先になるが、すでに検討会の場でアドバイスや評価等の視点を持つ検討員とのつながりができ、協議会事務局の体制は強化されていると思う。検討会で出された対策案も事務局の提案材料として活かしていけると思う。
- 本検討会では、「将来性」、「必要性」などの視点も加えて対策案を整理しておいた方がよいと思われる。